

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 獣医師法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二九）

〔告 示〕

○ 円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一六六）

○ 保安林の指定をする件（農林水産九二三〇）

○ 保安林の指定実施要件を変更する件（同九三〇）

○ 肥料を登録した件（同九三九）

○ 道路に関する件

○ 九州地方整備局七九、八〇）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件

○ 茨城県公安委四三）

○ 盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があつた件

○ 東京都公安委一六六）

○ 盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があつた件

○ 東京都公安委一六六）

○ 盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があつた件

○ 東京都公安委一六六）

○ 盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があつた件

○ 東京都公安委一六六）

〔国会事項〕

○ 盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があつた件

○ 東京都公安委一六六）

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

北海道開発局公示（北海道開発局）

法 務

再審による無罪判決の公示（加世田簡易裁判所）

産 業

日本工業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

参議院共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他

省 令

○ 農林水産省令第二十九号

獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第九条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健

○ 農林水産省令第二十九号 獣医師法施行規則の一部を改正する省令

獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（免許の申請）</p> <p>第一条 獣医師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獣医師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第十条において「情報通信技術利用法」という。第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請書を提出するときは、当該申請書の提出により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる書類のうちいずれかの書類。ただし、ハ又はニに掲げる書類については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者）をいう。第三条第一項において同じ。）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第一条 獣医師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獣医師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第十条において「情報通信技術利用法」という。第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請書を提出するときは、当該申請書の提出により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）。以下同じ。）</p>

及び特別永住者（日本国との平和条約に基つき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。第三条第一項において同じ。）にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等の記載があるものに限る。

- イ 戸籍謄本
- ロ 戸籍抄本
- ハ 住民票の写し
- ニ 住民票記載事項証明書

ホ 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

三〇五（略）

（登録事項の変更の申請）

第三条 獣医師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、申請書（第二号様式）に免許証及び次に掲げる書類のうちいずれかの書類を添え、登録免許税に相当する収入印紙を貼り付けてその日から三十日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 戸籍抄本
- 三 中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し

2 (略)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○外務省告示第百六十六号

平成三十年四月八日にブノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成三十年四月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

- 1 九十二億千六百万円（九、二一六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ブノンペン首都圏送配電網拡張整備計画（フェーズ2）（第二期（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従つて、カンボジア王国政府に供与されることとなる。
- 2 (1) 借款は、カンボジア王国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。
 - (a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
 - (b) 利率率は、年〇・〇一パーセントとする。
 - (c) 支出期間は、前記の借款契約の発効日の後八年とする。

- (2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
- (3) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

- 3 (1) 借款は、カンボジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われ

- 4 カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であつて、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従つて調達されることを確保する。
- 5 カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
- 6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。
- 7 カンボジア王国政府は、次のものを免除する。
 - (a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税
 - (b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税
 - (c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
 - (d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

るものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

2 (略)

（新設）

三〇五（略）

（登録事項の変更の申請）

第三条 獣医師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、申請書（第二号様式）に免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、登録免許税に相当する収入印紙を貼り付けてその日から三十日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

- （新設）
- （新設）
- （新設）